

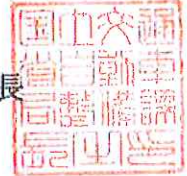


別紙

国自整第398号
平成29年3月29日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、同年6月に「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」において、対策の一つに「車両整備の強化」が示されました。

これを受け、「貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会」を設置し、対策の具体化について検討していただき、その結果を踏まえ、今般、「貸切バス予防整備ガイドライン」(別添1参照)を取りまとめました。

本ガイドラインは、保守管理に関する十分な知見を有している優理事業者の実績等を元に整備項目等の交換基準事例を示すとともに、貸切バス事業者に対し、法定点検に加え予防整備(不具合発生の予防も含めた十分な整備)を定期的実施するための整備サイクル表の作成、整備サイクル表に基づく整備の実施及び記録簿の作成を求めています。

ついては、貴会傘下会員である貸切バス事業者に対して、本ガイドラインに基づき、確実な点検整備の実施を徹底するよう周知をお願いいたします。

なお、本件については、別添2のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

